

2018年3月27日

## 仕事と育児の両立に向けた支援策の拡充について ～働き方改革の加速に向けた取組み～

武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）では、2018年4月1日より、育児を目的とした短時間勤務制度の対象者を拡大し、従業員の仕事と育児の両立に向けた支援制度を拡充いたしますので、お知らせします。

当行従来の短時間勤務制度は、利用対象者を「小学校入学前の子を養育する従業員」としておりましたが、今般の拡充により「小学校4年生未満の子を養育する従業員」へと拡大いたします。

今回の短時間勤務制度の対象者拡大は、学童保育の終了時刻までに迎えに行くための時間の確保を可能とするなど、育児による時間的な制約による問題の解消につなげ、仕事と私生活を調和させ、相乗効果を及ぼしあう好循環（ワークライフバランス）を生み出すことを目的としています。

また、併せて通勤途中で保育所や介護施設等へ子や家族の送迎を行う必要がある従業員に対し、自動車による通勤（※）を認めることとし、長期にわたる育児や介護の期間を乗り切るためのサポートをすることで、育児や介護による身体的・心理的な負担軽減にも取り組みます。

当行では、今後も育児や介護といったライフステージを迎えた従業員をはじめ、従業員一人ひとりが持てる能力を最大限発揮できる職場環境の整備に取り組んでまいります。

（※）当行では、通勤は原則公共交通機関によるものとし、自動車通勤は「自宅から最寄り駅までが一定の距離以上離れている場合」等、限定した場合においてのみ許可している。

### 1. 実施日

2018年4月1日（日）～

### 2. 短時間勤務制度の拡大

	変更前	変更後
対象者	小学校就学未満の子を養育する従業員	小学校4年生未満の子を養育する従業員

以上

報道機関からのお問い合わせ先  
人事部 折戸  
TEL048 (641) 6111 (代) 内線 2293